

SG東京WEST
2021年3月19日

年金機能強化法改正と 令和3年度年金額改定

ファイナンシャルプランナー(CFP®)

社会保険労務士

澤木 明

■被用者保険の適用拡大

【令和4年10月・令和6年10月施行】

多様な就労を年金制度に反映するため、被用者保険の適用拡大を実施する。
 具体的には、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件（現行、従業員数500人超）を段階的に引き下げ、令和4（2022）年10月に100人超規模、令和6（2024）年10月に50人超規模とする。

① 2016年10月～

- (適用拡大前)
週30時間以上
- (1) 週労働時間20時間以上
 - (2) 月額賃金8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）
（所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない）
 - (3) 勤務期間1年以上見込み
 - (4) 学生は適用除外
 - (5) 従業員500人超の企業等
（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

② 2017年4月～

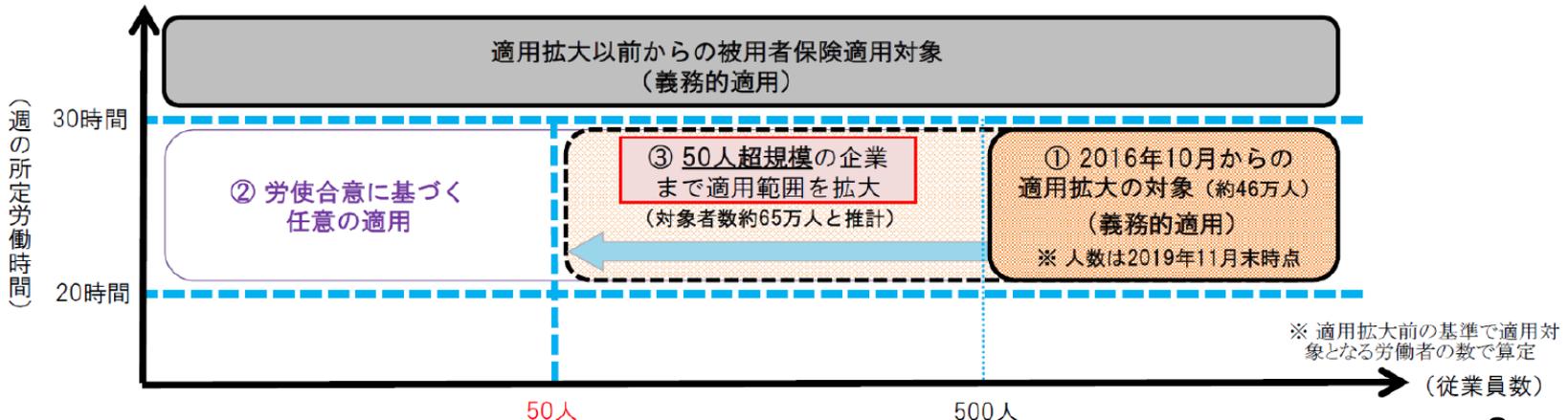
- 500人以下の企業等について、
- ・民間企業は、労使合意に基づき、適用拡大を可能に
 - ・国・地方公共団体は、適用

③ 今回の改正

- (3) 勤務期間1年以上見込み
→ 実務上の取扱いの現状も踏まえて**撤廃**
（フルタイムの被保険者と同様の2ヶ月超の要件を適用）
※ 2022年10月施行
- (5) 従業員 500人超の企業等
→ **50人超規模の企業まで適用範囲を拡大**
（2022年10月）100人超規模の企業まで適用
（2024年10月）50人超規模の企業まで適用

※ その他(1)(2)(4)の要件は現状維持

<被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ 適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定

■適用拡大した場合の個人の受益と負担

① 単身者、自営業者の配偶者など (国民年金第1号被保険者、国民健康保険加入者)

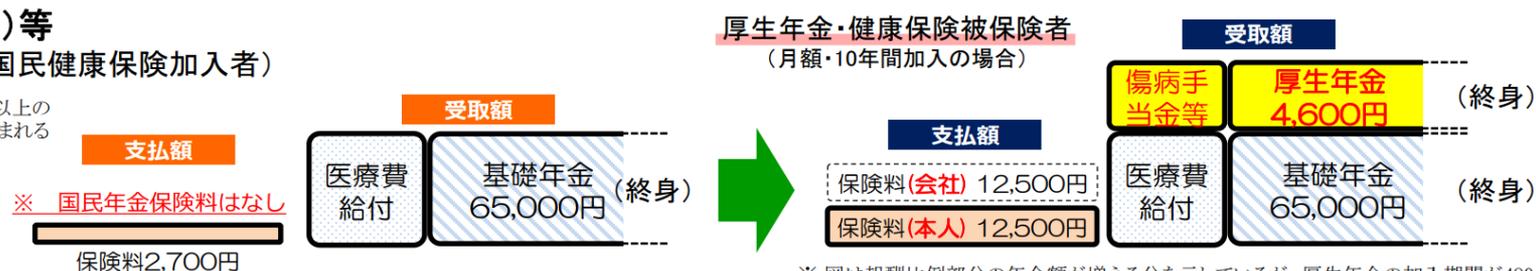


② サラリーマン家庭の主婦など (国民年金第3号被保険者、健康保険被扶養者)



③ 高齢者(60歳以上)等 (国民年金非加入者、国民健康保険加入者)

※ 国民年金非加入者には、60歳以上の者のほか、20歳未満の者等も含まれる

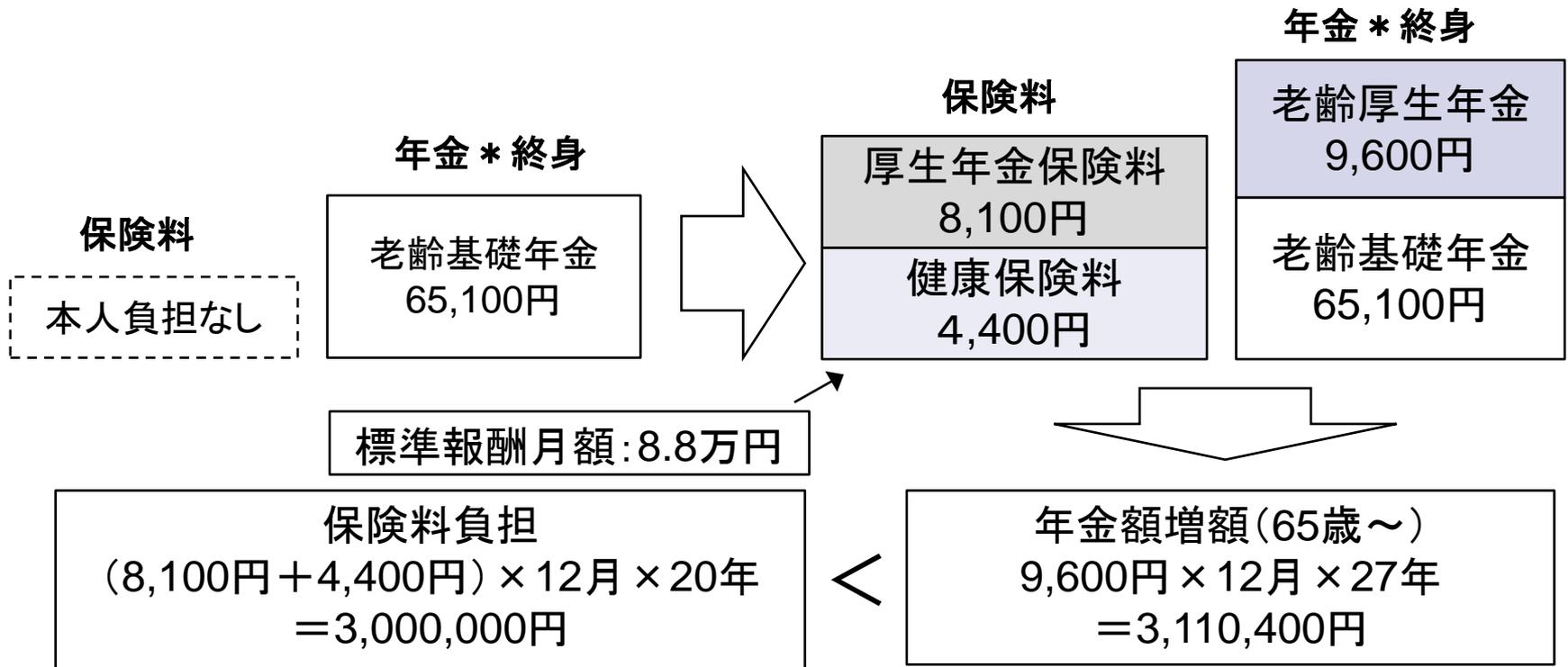


※ 同月報酬比例部分の年金額が増えることを示しているが、厚生年金の加入期間が480日

■適用拡大で年金はいくら増える？

現在(国民年金)

適用拡大後(厚生年金保険)



つまり、92歳まで長生きすれば、社会保険加入の効果あり。
人生100年時代に備える！

■ 被扶養者にとっての被扶養認定基準(130万円)と 被用者保険適用基準(106万円)

- ・ 被扶養認定基準(130万円)と異なり、被用者保険適用基準(106万円)は、超えると給付増を伴い、保険料負担も労使折半。
- ・ また、契約時点で適用・不適用が定まり、「130万円の壁」のように、年末に年収を抑える調整が行われる問題が生じない。

被扶養認定基準(130万円)

<給付と負担の変化>

国民年金第3号・健保被扶養者

支払額 (月額)

※ 被扶養の場合、個人での保険料の支払いなし

受取額 (月額)

医療費 給付	基礎年金 65,000円 (終身)
-----------	----------------------

国民年金第1号・国民健康保険

支払額 (月額)

保険料22,300円

受取額 (月額)

医療費 給付	基礎年金 65,000円 (終身)
-----------	----------------------

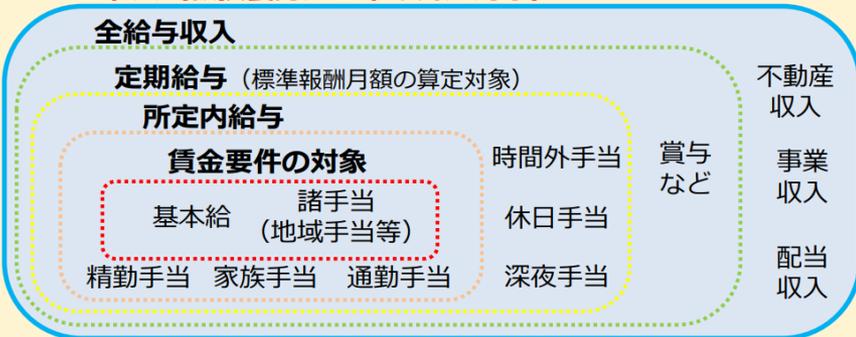


<判断方法(時点・考慮対象)>



前年度の所得証明書に基づく全収入ベースの年収も踏まえ、年収の見込額で判断
→ 年末に年収を抑える調整が行われる可能性

全収入(被扶養認定基準の算定対象)



被用者保険適用基準(106万円)

<給付と負担の変化>

国民年金第3号・健保被扶養者

支払額 (月額)

※ 被扶養の場合、個人での保険料の支払いなし

受取額 (月額)

医療費 給付	基礎年金 65,000円 (終身)
-----------	----------------------

被用者保険(厚生年金・健康保険)

支払額 (月額)

保険料(会社) 12,500円

保険料(本人) 12,500円

受取額 (月額)

傷病手 当金等	厚生年金 4,600円 (終身)
医療費 給付	基礎年金 65,000円 (終身)

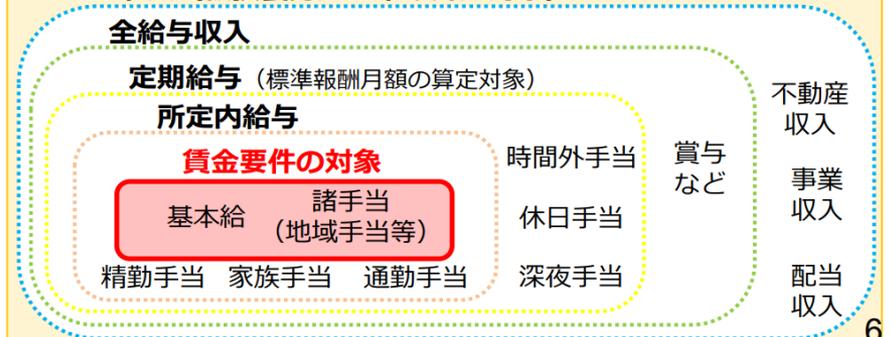


<判断方法(時点・考慮対象)>



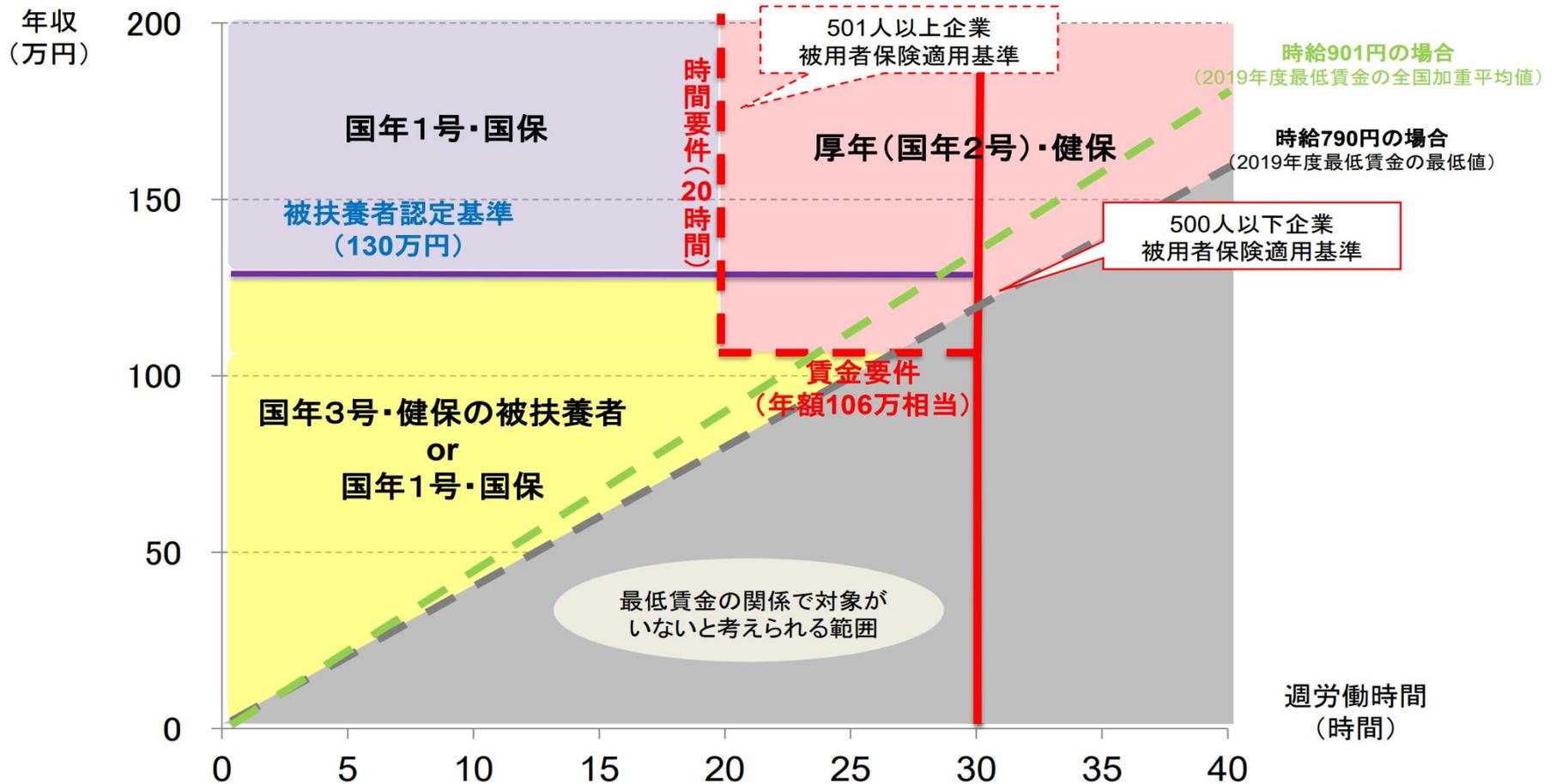
雇用契約を結んだ時点で、基本給・諸手当で判断
→ 契約時点で事前に被用者保険の適用・不適用が定まる

全収入(被扶養認定基準の算定対象)



※ 月収8.8万円・10年加入の場合

■個人の働き方と社会保険の適用区分



(注)被用者保険の適用基準としての賃金要件については、
 所定内給与から通勤手当等を除いた月額賃金で判断されるのに対して、
 被扶養者認定基準については 年間の総収入金額で判断されることに留意が必要。

■「130万円」と「106万円」の違い？

【疑問点】

現在、年収130万円を超えないよう、就業時間を抑えて働いています。
年収130万円の基準が年収106万円(月収8.8万円)になるのでしょうか？

【回答】

配偶者の扶養に入っている方(国民年金第3号被保険者、健康保険被扶養者)は、適用拡大の対象となっていないなければ、年収130万円を超えた場合に扶養を外れます。この場合、自ら国民年金・国民健康保険に加入いただき、保険料を負担いただく必要が生じる一方、将来の年金給付などの受益に違いはありません。

一方、適用拡大の対象となれば、月収8.8万円以上(年収換算で106万円)、すなわち130万円よりは低い基準で扶養を外れることとなります。

ただし、この場合、国民年金・国民健康保険ではなく、被用者保険(厚生年金・健康保険)に加入いただくこととなります。

負担いただく保険料は事業主と折半となり、将来の年金給付や健康保険の傷病手当金等の保障が手厚くなります。

なお、被用者保険に加入となれば、既に扶養を外れているため、年収130万円の基準を超えないようにする必要はありません

(厚生労働省ホームページより)

■繰上げ減額率・繰下げ増額率の改定

【現在の繰上げ減額率、繰下げ増額率の設定の考え方】

- ・ 繰上げ受給の場合、1月当たり0.5%減額、繰下げ受給の場合、1月当たり0.7%増額する仕組み
- ・ 減額率・増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず数理的に年金財政上中立を基本として設定

※ 具体的には、平成12年改正において、下記データを使用して計算

- 平成7年完全生命表による年齢別死亡率(この時点の65歳の平均余命18.7年(男女平均))
- 平成11年財政再計算の経済前提(物価上昇率1.5%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.0%)



減額率・増額率は受給者の生活設計の安定のため頻繁に変えるものではないが、今般の受給開始時期の選択肢の拡大に当たって、見直しを行う。

【新制度下の繰上げ減額率、繰下げ増額率の設定の考え方】

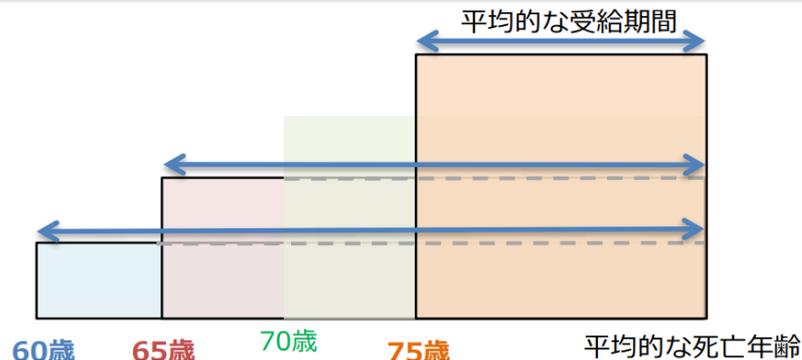
- ・ 従来の考え方と同様に、選択された受給開始時期にかかわらず数理的に年金財政上中立を基本として設定
- ・ 65歳時点の年金額を基準として、60歳までの繰上げ減額率、75歳までの繰下げ増額率を設定

※ 具体的には、現在入手できる最新のデータを使用して計算

- 平成27年完全生命表による年齢別死亡率(この時点の65歳の平均余命21.8年(男女平均))
参考に「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所)の将来生命表による年齢別死亡率でも検証
- 2019(令和元)年財政検証のケースI～ケースVIの長期の経済前提

繰上げ受給：1月当たり0.4%減額
(平均余命の延伸に伴い現行より引下げ)

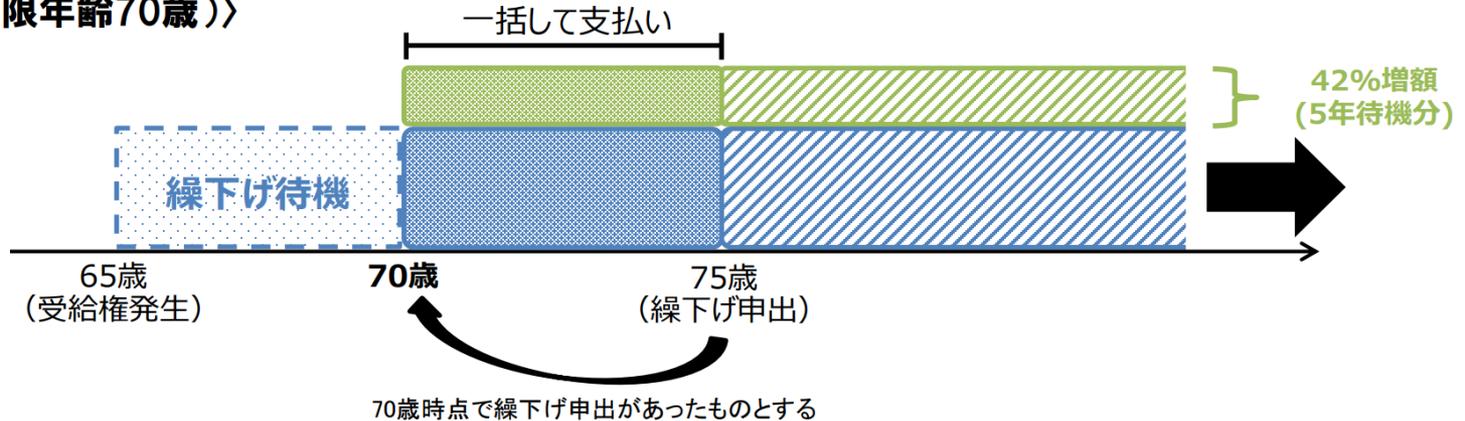
繰下げ受給：1月当たり0.7%増額
(平均余命の延伸と75歳までの繰下げ増額期間の拡大とを勘案して計算)



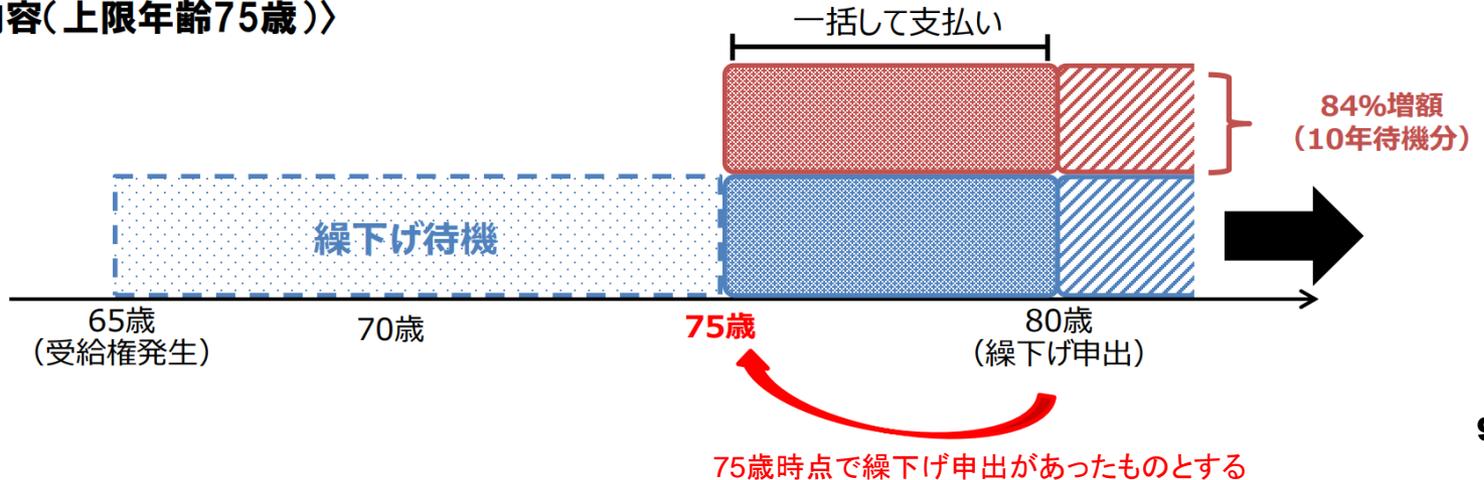
■ 上限年齢以降に請求する場合の 上限年齢での繰下げ制度

- 現行制度上、繰下げ上限年齢である70歳到達以降に繰下げ申出を行った場合、70歳時点で繰下げ申出があったものとして加算額の計算及び支給が行われる。
- 繰下げ上限年齢の引上げに伴い、みなし年齢も70歳から75歳に引き上げる。(75歳以降に繰下げ申出を行った場合、75歳時点で繰下げ申出があったものとして年金を支給する。)

〈現行(上限年齢70歳)〉



〈見直し内容(上限年齢75歳)〉

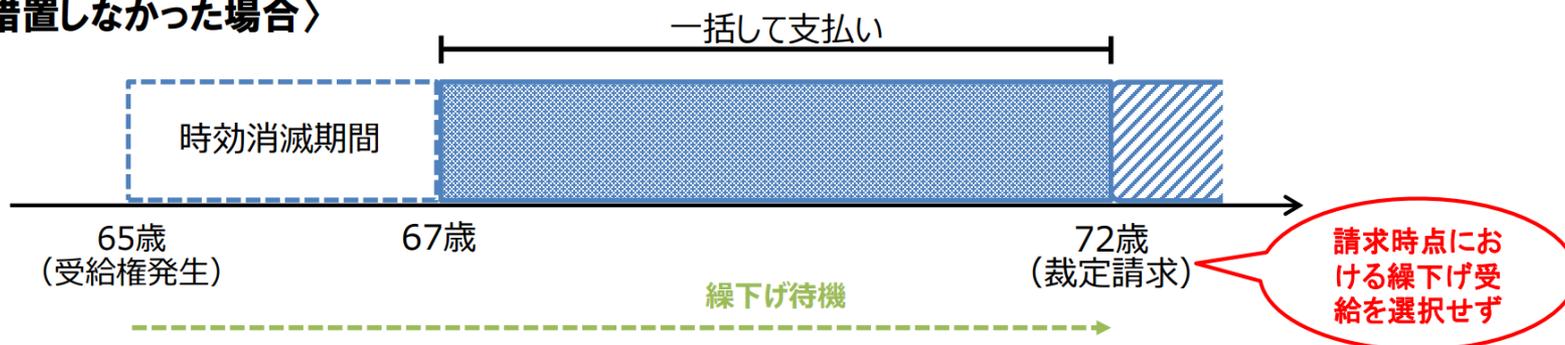


■70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度

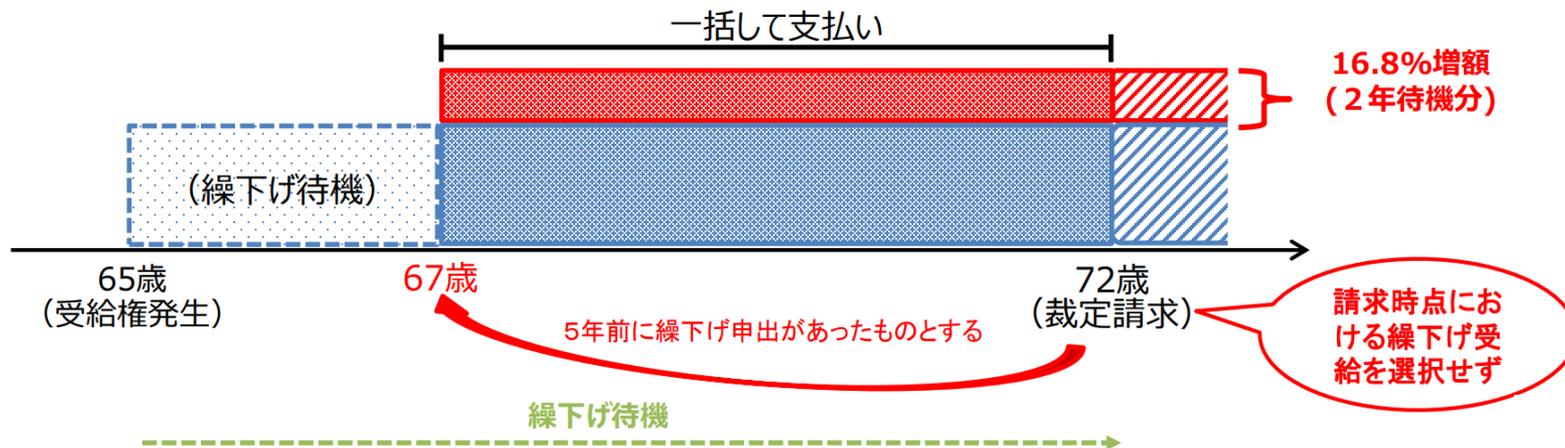
- 70歳以降になってから請求を行い、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、現行の仕組みでは、繰下げ増額のない本来額の年金が受給権発生時から支給されることとなるが、その際一部の支分権が時効により消滅する。
- このため、70歳以降に請求し、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給する。
(支給する年金には受給権発生から裁定請求の5年前までの月数に応じた増額を行う。)

【例：72歳まで繰下げ待機をしていた者が65歳からの本来受給を選択したケース】

〈何も措置しなかった場合〉

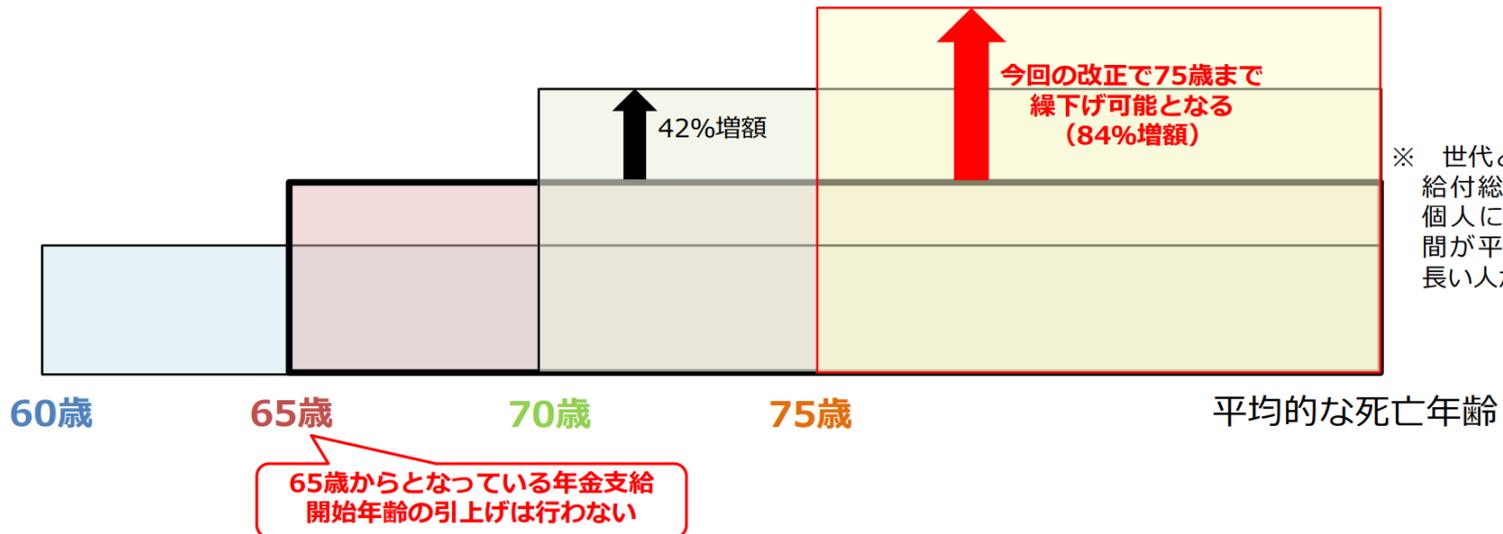


〈請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給した場合(見直し内容)〉



■ 受給開始時期（繰上げ・繰下げ受給制度）の 選択肢の拡大について

- ・ 現在、公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合（繰上げ受給）には、年金月額が減額（最大30%減額）となる一方、65歳より後に受給を開始した場合（繰下げ受給）には、年金月額は増額（最大42%増額）となる。
- ・ 今回の改正で、この受給開始時期の上限を、**70歳から75歳に引き上げる**。75歳から受給を開始した場合には、年金月額は84%増額となる。（令和4年4月施行）
 - ※ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。
 - ※ 繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。
 - ※ 改正後の繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。



※ 世代としての平均的な給付総額を示しており、個人によっては受給期間が平均よりも短い人、長い人が存在する。

(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点（月単位）に応じて計算される。

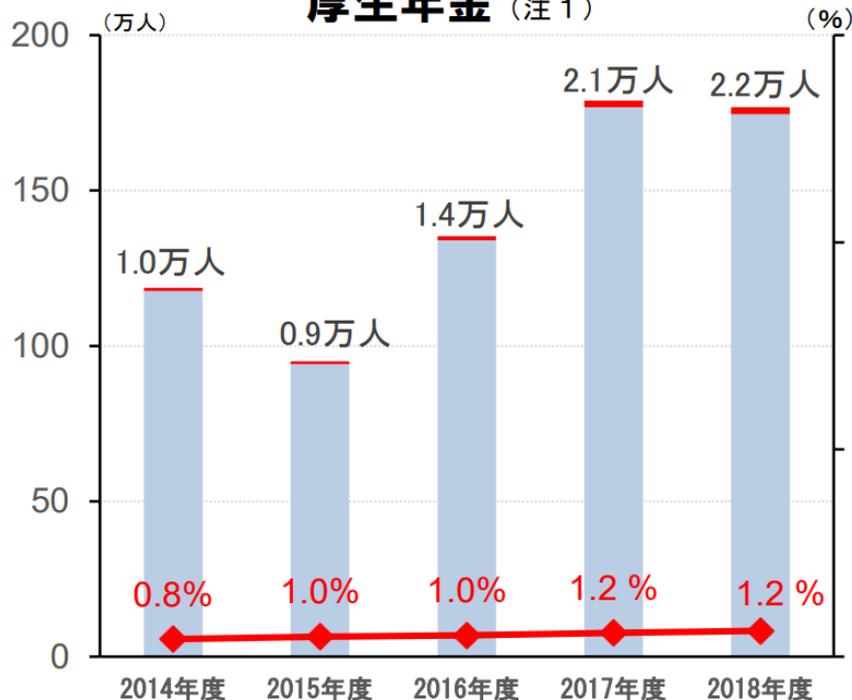
- ・ 繰上げ減額率 = $0.5\% \times$ 繰り上げた月数（60歳～64歳） ※繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.4%に改正予定。
- ・ 繰下げ増額率 = $0.7\% \times$ 繰り下げた月数（66歳～75歳）

■繰上げ・繰下げ制度の利用状況

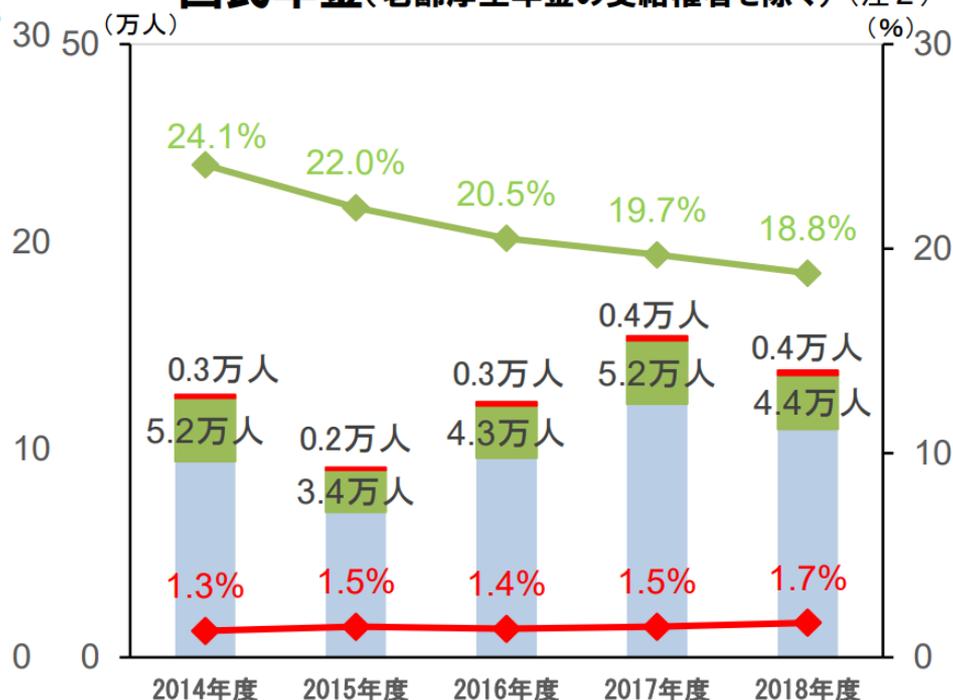
各年度末時点で70歳の受給権者の年金受給状況

■ 65歳受給者数 ■ 繰上げ受給者数 ■ 繰下げ受給者数
◆ 繰上げ割合（右軸） ◆ 繰下げ割合（右軸）

厚生年金（注1）



国民年金（老齢厚生年金の受給権者を除く）（注2）



（注1）老齢厚生年金の受給権者を対象とした、老齢厚生年金の繰下げの状況を示している。なお、この期間の年度末時点で70歳の者については老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

（注2）老齢厚生年金の受給権がない老齢基礎年金の受給権者を対象とした、老齢基礎年金の繰上げ・繰下げの状況を示している。

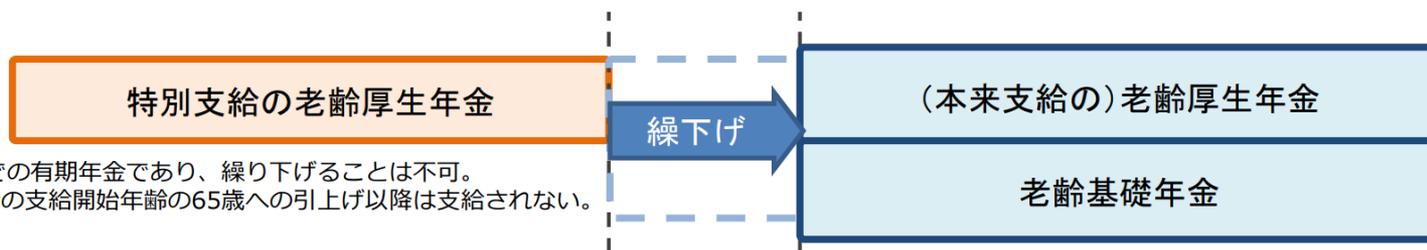
（出典）厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」

■ 繰下げ受給が選択されにくい要因として考えられるもの

① 特別支給の老齢厚生年金と繰下げ

- 現在は、厚生年金の支給開始年齢の引上げ途上であるため、厚生年金の被保険者期間を有する者は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金の受給を開始する。このため、60代前半で既に年金収入を前提とした生活を形作ることとなり、65歳到達後に繰下げ受給のため、いったん年金受給をやめる選択をすることは現実的に難しいと考えられる。

⇒ こうした状況は、厚生年金の支給開始年齢の65歳への引上げの完了（男性については2025年度、女性については2030年度）により消失する。



※ 65歳までの有期年金であり、繰り下げることは不可。
厚生年金の支給開始年齢の65歳への引上げ以降は支給されない。

② 加給年金・振替加算が支給されない

- 老齢厚生年金を繰り下げる場合、繰下げ期間中は「加給年金」は支給されない。
 - ※ 「加給年金」は、厚生年金の被保険者月数が240月以上の老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるもの。
- 老齢基礎年金を繰り下げる場合、繰下げ期間中は「振替加算」は支給されない。
 - ※ 「振替加算」は、上記の加給年金の支給対象となっている配偶者が65歳になって以降、当該配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算。

⇒ 現行制度でも、老齢厚生年金・老齢基礎年金のどちらか一方の繰下げを選択することで、一方を繰り下げながら、加給年金・振替加算の支給を受けることも可能。

※ 振替加算は、1965年度以前に生まれた者のみを対象とした経過的な給付であることに留意（2019年度に54歳に到達する者までが対象）。

③ 在職支給停止相当分の年金については繰下げによる増額の対象とならない

- 65歳以降も厚生年金の適用事業所で就労し、（仮に65歳から年金受給を開始した場合に）在職老齢年金制度により年金の全部または一部が支給停止される者については、在職支給停止相当分は繰下げによる増額の対象とならない。
 - ※ 受給開始時期の選択にかかわらず在職老齢年金制度を適用するための措置であり、繰下げ受給者を不利に扱うものではない。

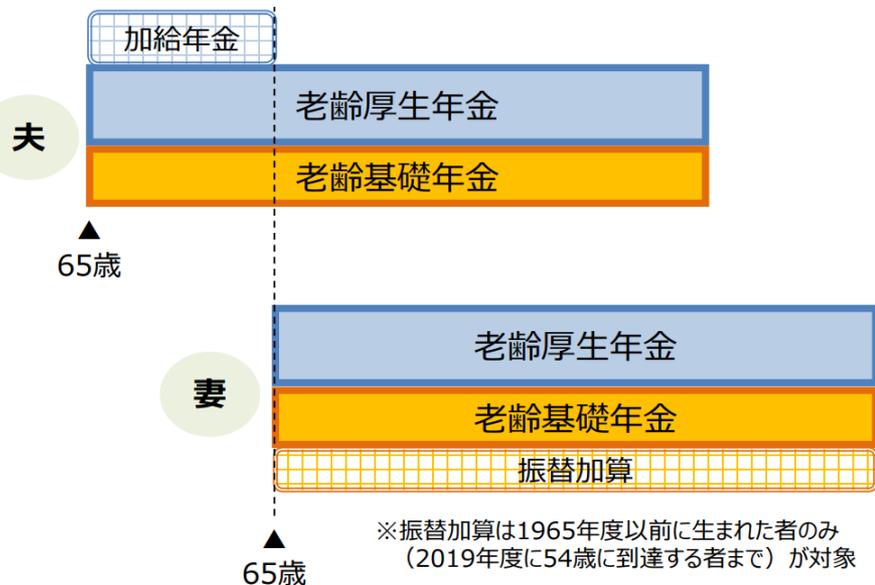
■ 加給年金・振替加算を受給しつつ繰下げを選択する方法

現行制度上、老齢厚生年金と老齢基礎年金は別個に繰下げを選択可能。

- 老齢基礎年金を繰り下げても、**老齢厚生年金**を繰り下げなければ、**加給年金**は受給可能。
- 老齢厚生年金を繰り下げても、**老齢基礎年金**を繰り下げなければ、**振替加算**は受給可能。

繰下げを行わない場合

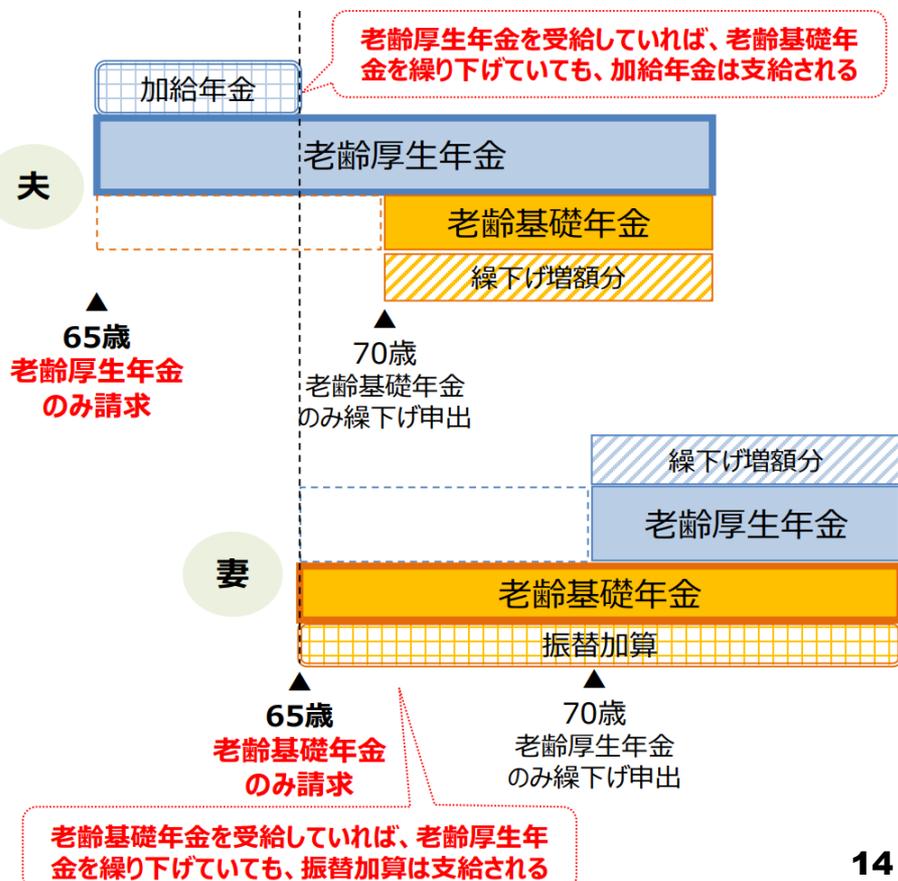
※加給年金は厚生年金被保険者月数が
240 月以上であることが必要



- 夫が**加給年金**を受給するためには、**老齢厚生年金**を繰り下げず受給していればよい
- 妻が**振替加算**を受給するためには、**老齢基礎年金**を繰り下げず受給していればよい

→ 加給年金・振替加算を受給しながら、
夫は老齢基礎年金、妻は老齢厚生年金について繰下げを選択可能

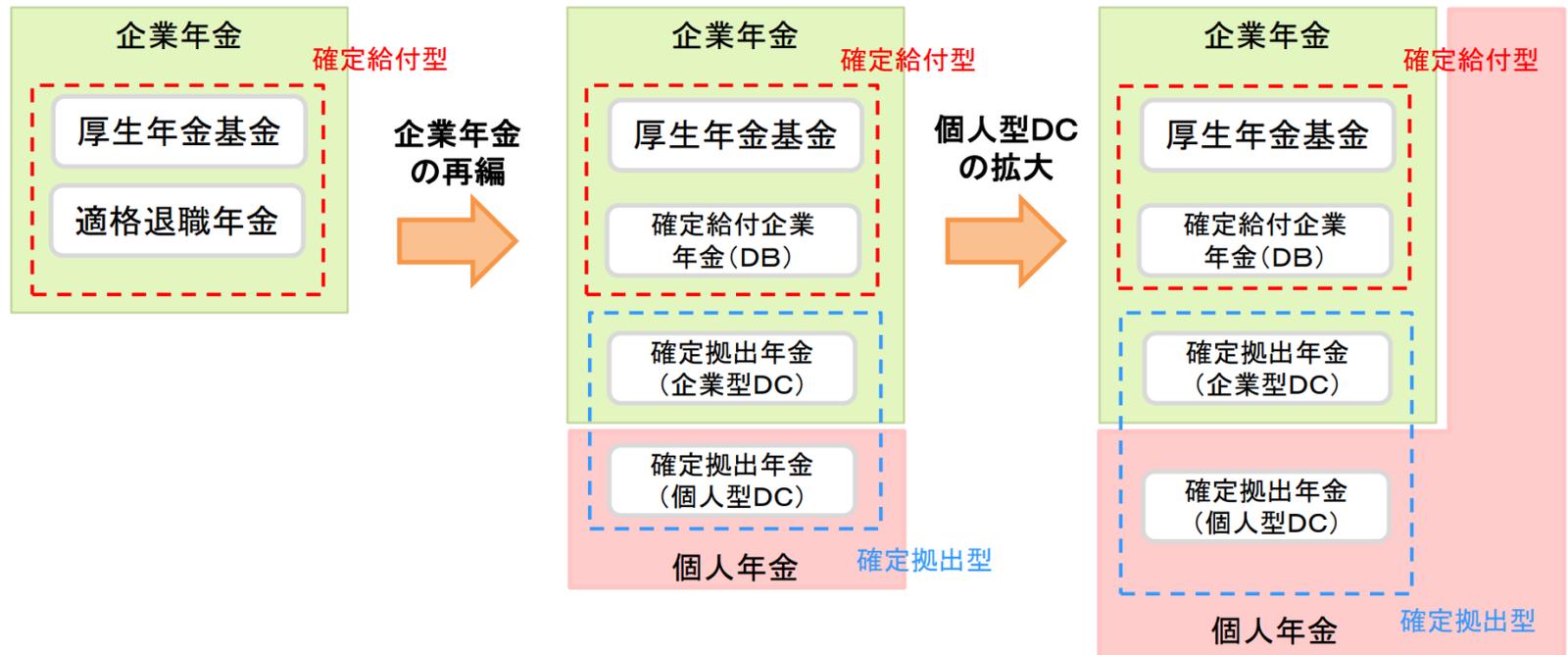
加給年金・振替加算を受給しつつ繰下げを選択する方法 (別個繰下げ)



■ 企業年金・個人年金制度の変遷

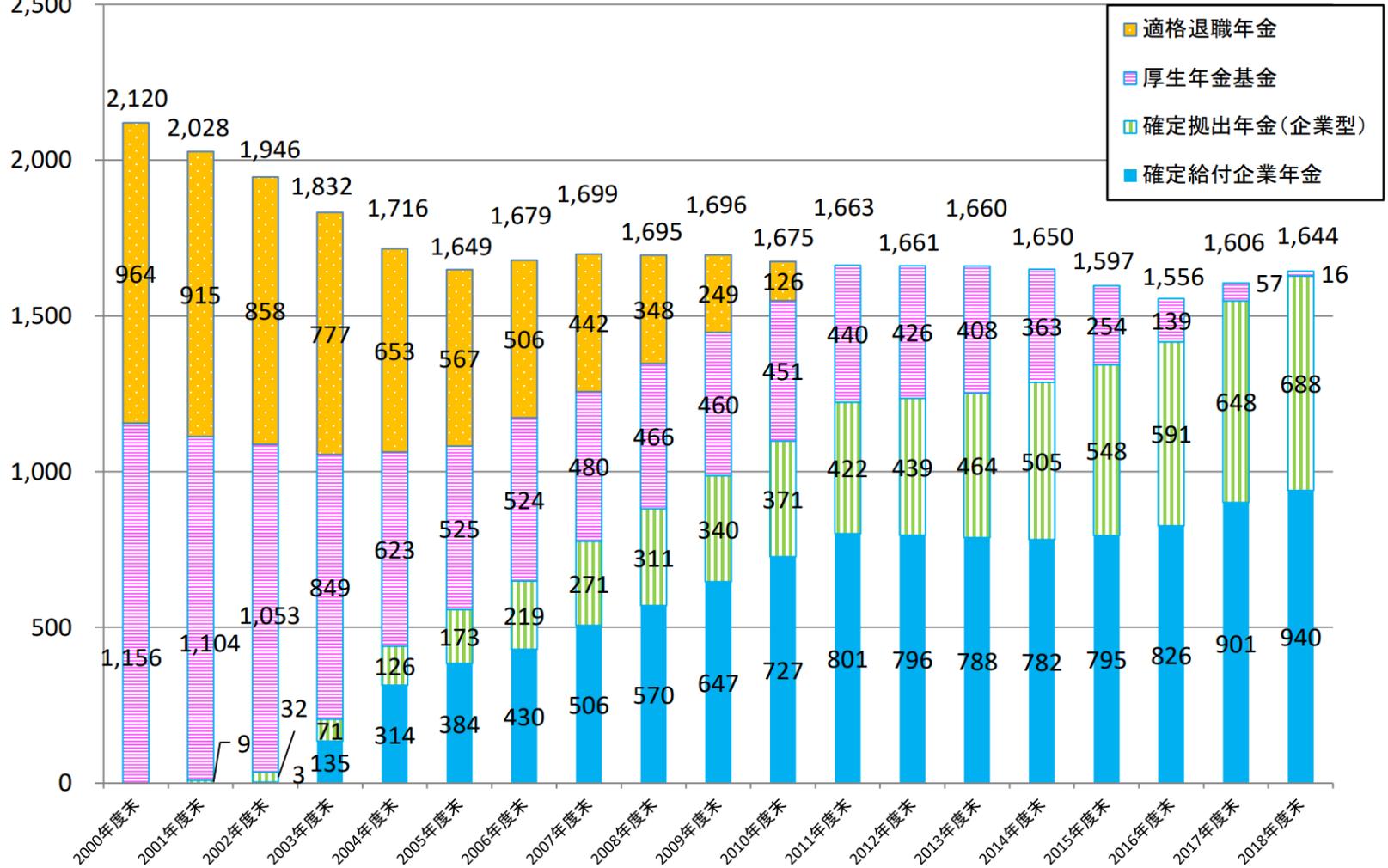
- 確定給付企業年金(DB)は、適格退職年金や厚生年金基金を承継した給付建ての制度として創設された。
- 確定拠出年金(DC)は、米国401(k)を参考にしつつ、拠出建ての制度として創設された。資産が加入者ごとに管理されているため、資産の持ち運び(ポータビリティ)が容易であるといった特徴を持つ。
- 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))は、国民年金第1号被保険者と企業年金のない国民年金第2号被保険者のための制度としてスタートしたが、2017(平成29)年1月、企業年金加入者※、公務員等共済加入者、国民年金第3号被保険者まで加入可能範囲が拡大され、被保険者種別にかかわらず国民年金被保険者を包括する制度となった。

※ 企業型DC加入者については、iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がある場合に限る。



■ 企業年金の加入者数の推移

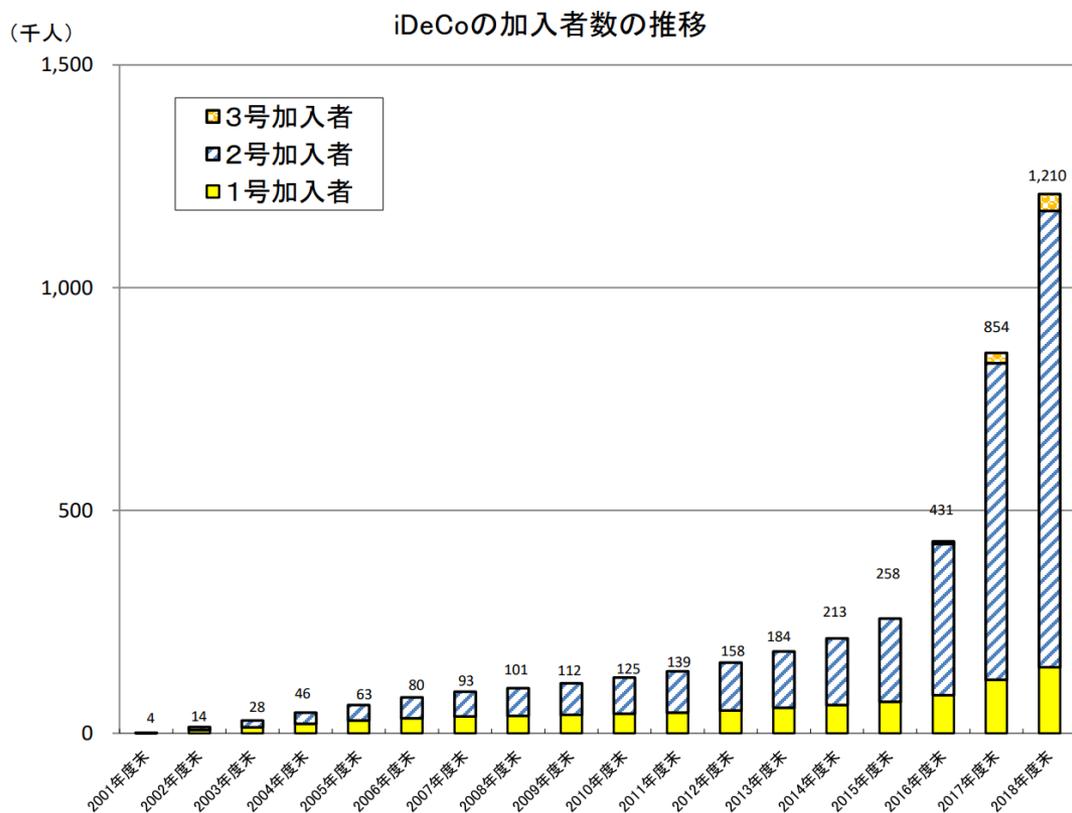
加入者数(万人)
2,500



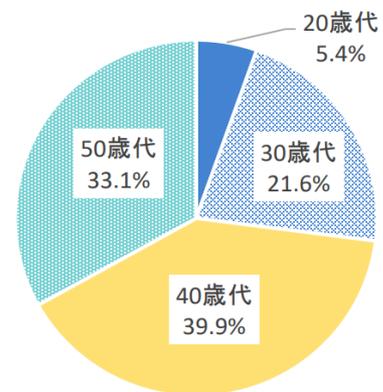
(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金: 生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、確定拠出年金: 厚生労働省調べ

■ iDeCoの加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28)年9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo(individual-type Defined Contribution pension plan)に決定。
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)は、2017(平成29)年1月の加入可能範囲の拡大後、加入者数が増加。2019(平成31)年3月末現在、121.0万人。



iDeCo加入者の年齢構成
(2019(平成31)年3月末現在)



(出所) 国民年金基金連合会調べ

■ 現行の制度体系・拠出限度額

	企業型DCも確定給付型も実施していない場合	企業型DCのみを実施している場合	企業型DCを実施し、規約で個人型DCの加入を認めている場合	企業型DCと確定給付型を実施している場合	企業型DCと確定給付型を実施し、企業型DCの規約で個人型DCの加入を認めている場合	確定給付型のみを実施している場合		
<p>個人型DC 月額6.8万円 (年額81.6万円) ※国民年金基金等との合算枠</p> <p>国民年金基金</p>	個人型DC 月額2.3万円 (年額27.6万円) (※2)	企業型DC 月額5.5万円 (年額66万円) (※1)	個人型DC 月額2.0万円 (年額24万円)	企業型DC 月額2.75万円 (年額33万円) (※1)	個人型DC 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型DC 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型DC 月額1.2万円 (年額14.4万円)	個人型DC 月額2.3万円 (年額27.6万円)
			企業型DC 月額3.5万円 (年額42万円)	確定給付型 [確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、私学共済など] 拠出限度額なし			国家公務員共済組合 地方公務員共済組合	
<h2>厚生年金保険</h2>								
<h2>国民年金(基礎年金)</h2>								

国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 事業主掛金を超えず、かつ、事業主掛金との合計が拠出限度額の範囲内で、事業主掛金に加え、加入者も拠出可能(マッチング拠出)。

※2 企業年金を実施していない従業員100人以下の事業主は、拠出限度額の範囲内で、加入者掛金に加え、事業主も拠出可能(中小事業主掛金納付制度)。

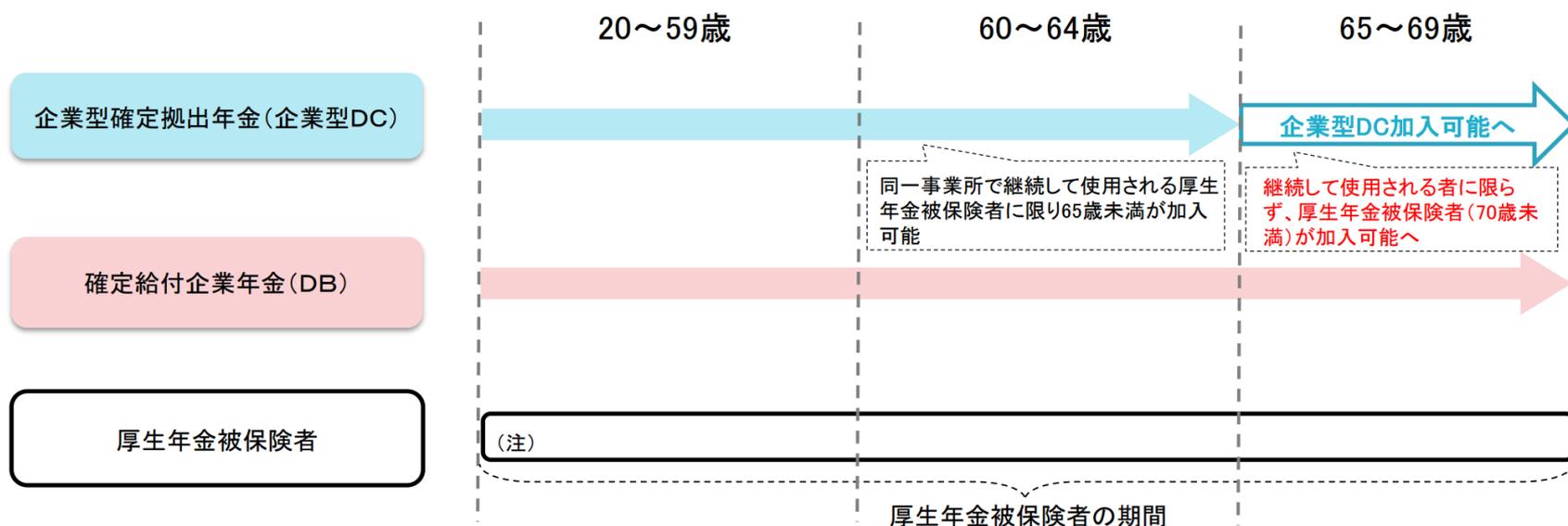
■企業型DCの加入可能要件の見直し

【現行】

- 企業が従業員のために実施する退職給付制度である企業型確定拠出年金(企業型DC)については、現行は厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者とすることができる。
(60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる)
- 一方、同じく退職給付制度である確定給付企業年金(DB)については、このような年齢や同一事業所の要件はなく、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者とすることができる。

【見直し内容】

- 企業型DCについて、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするとともに、DBとの整合性を図るため、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者とすることができるようにする。
(令和4(2022)年5月施行)



(注) 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は厚生年金被保険者となる。

■ 個人型DC (iDeCo) の加入可能要件の見直し

【現行】

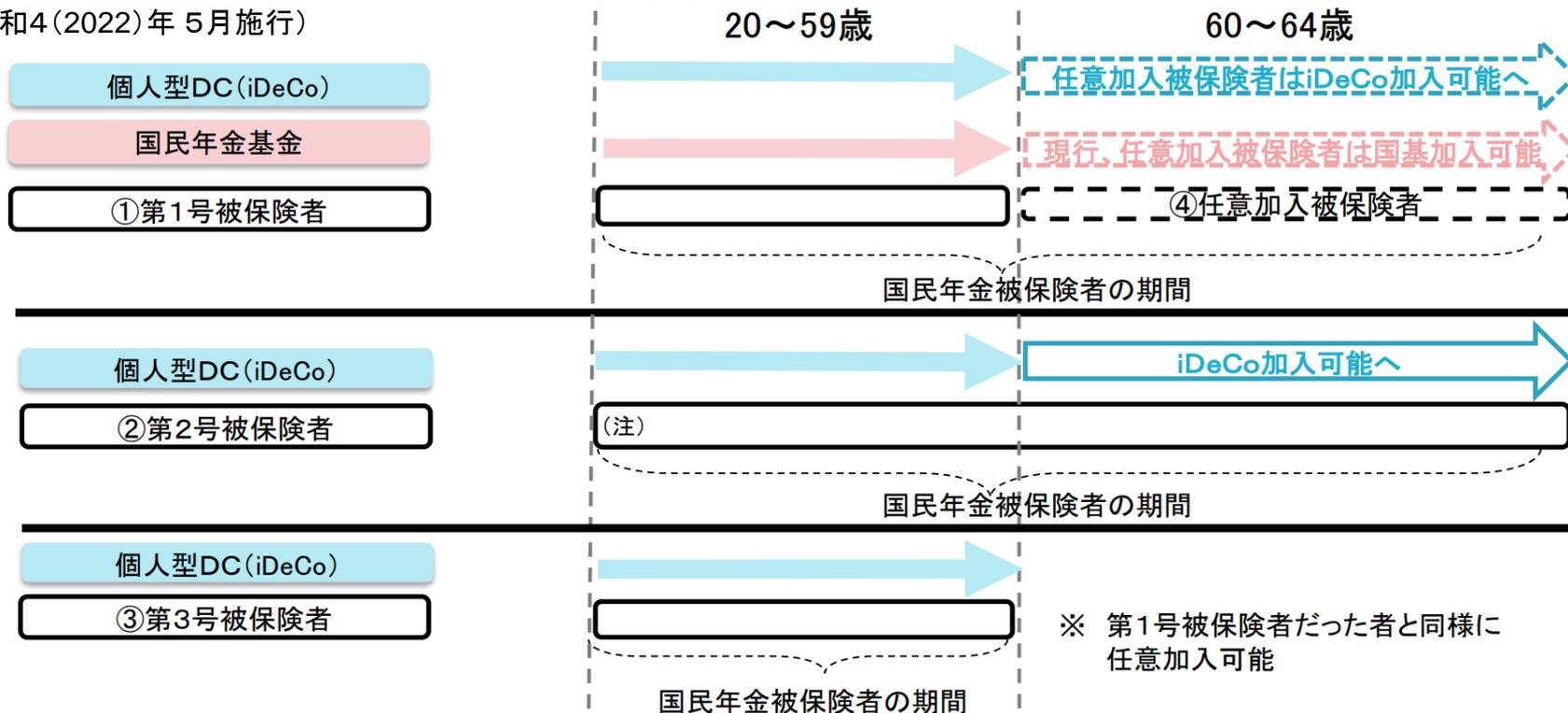
○ 老後のための資産形成を支援する個人型確定拠出年金(個人型DC (iDeCo))については、国民年金第1号被保険者と企業年金のない国民年金第2号被保険者のために、60歳まで加入して掛金を拠出でき60歳以上で受給できるという上乗せ年金の制度としてスタートしたが、平成29(2017)年1月、企業年金のある国民年金第2号被保険者と国民年金第3号被保険者まで加入可能範囲が拡大され、被保険者種別にかかわらず国民年金被保険者を包括する制度となった。

○ 現行は国民年金被保険者の資格を有していることに加えて60歳未満という要件があるため、国民年金第2号被保険者や国民年金の任意加入被保険者であって60歳以上のものはiDeCoに加入できない。一方、同じく上乗せ年金である国民年金基金については、このような要件がなく、国民年金被保険者(第1号被保険者・任意加入被保険者)であれば加入可能となっている。

【見直し内容】

○ iDeCoについて、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、国民年金被保険者であれば加入可能とする。

(令和4(2022)年5月施行)



(注) 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は国民年金第2号被保険者となる。

■ 受給開始時期等の選択肢の拡大

(1) DCの受給開始時期の選択肢の拡大

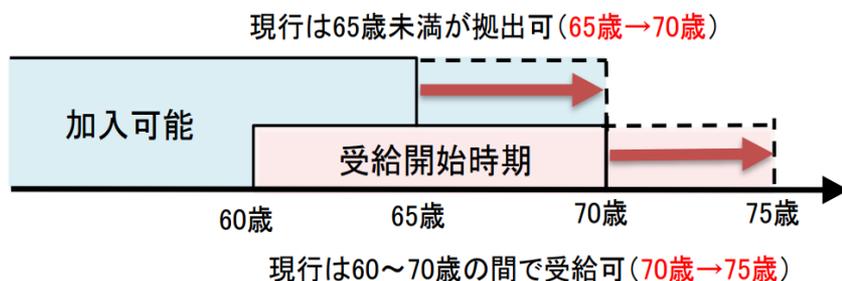
【現行】確定拠出年金(企業型DC・個人型DC(iDeCo))については、現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できる。

【見直し内容】 公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、上限年齢を75歳に引き上げる。

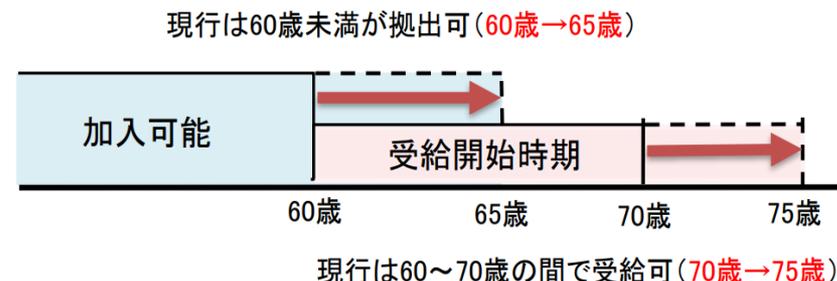
(令和4(2022)年4月施行)

【DCの加入可能年齢の引上げと受給開始時期の選択肢の拡大】

<企業型DC>



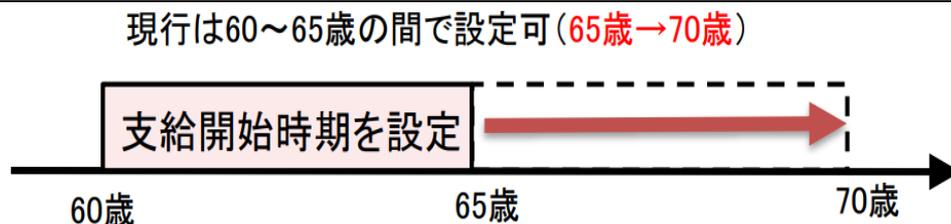
<個人型DC(iDeCo)>



(2) DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大

【現行】確定給付企業年金(DB)については、一般的な定年年齢を踏まえ、現行は60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定できる。

【見直し内容】 企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する。(公布日施行)



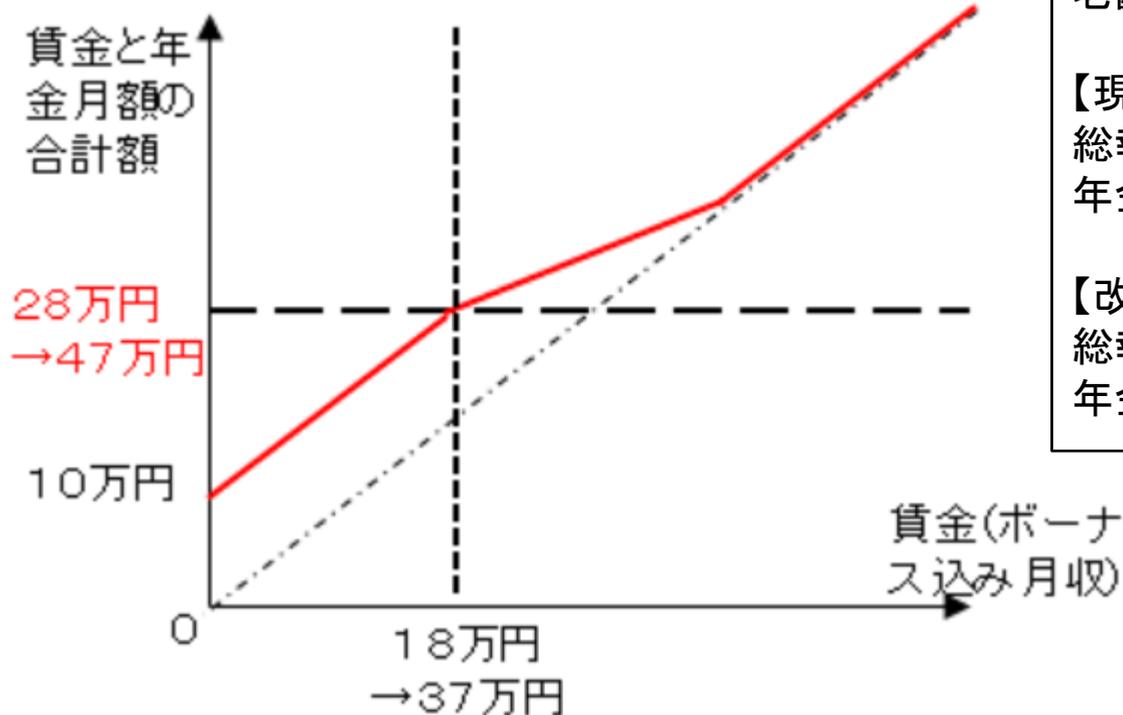
※支給開始時期の前に退職した者については、規約の定めるところにより退職時に受給可
※支給開始時期を超えて就労している者については、規約の定めるところにより繰り下げ、退職時に受給可

■ 在職老齢年金の支給停止基準額の見直し (令和4年4月～)

60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度(低在老)について、年金の支給が停止される基準が現行の賃金と年金月額合計額28万円から47万円に緩和され、賃金と年金月額の合計額が28万円から47万円の方は年金額の支給停止がされなくなります。

なお、65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)については、現行の基準は47万円となっており、変更はされません。

イメージ図(※)年金額は10万円と仮定



老齢厚生年金10万円(月額)の場合

【現行】
総報酬月額相当額18万円までは
年金調整なし

【改正後】
総報酬月額相当額37万円までは
年金調整なし

■ 在職定時改定の導入（令和4年4月～）

【現行制度】

○ 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している（いわゆる退職改定）。

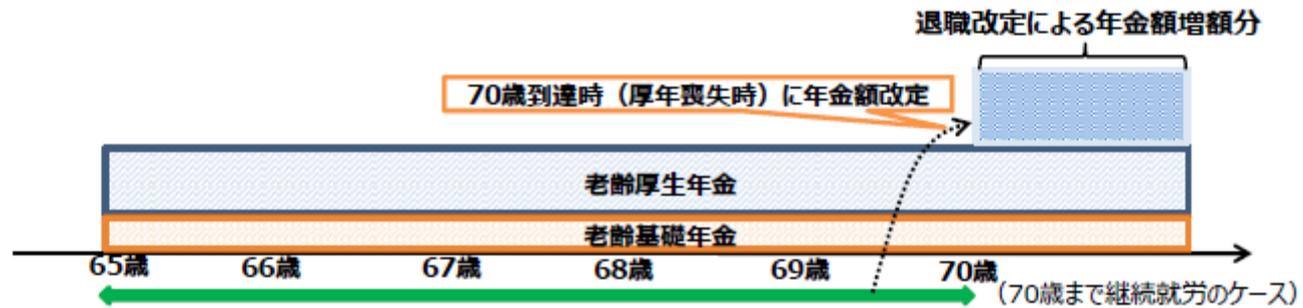
【見直しの意義】

○ 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

【見直しの方向】

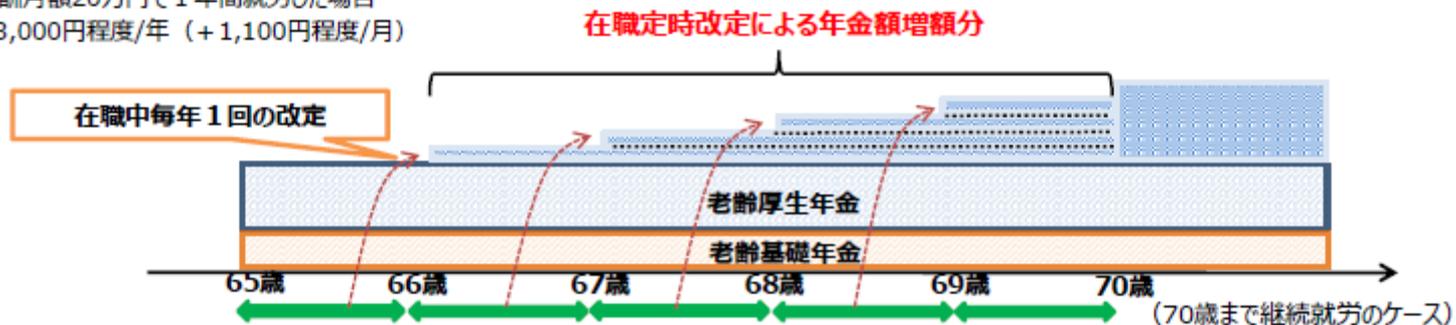
○ 65歳以上の者については、在職中であっても、年金額の改定を定時（毎年1回）に行うことを検討。

【現行】

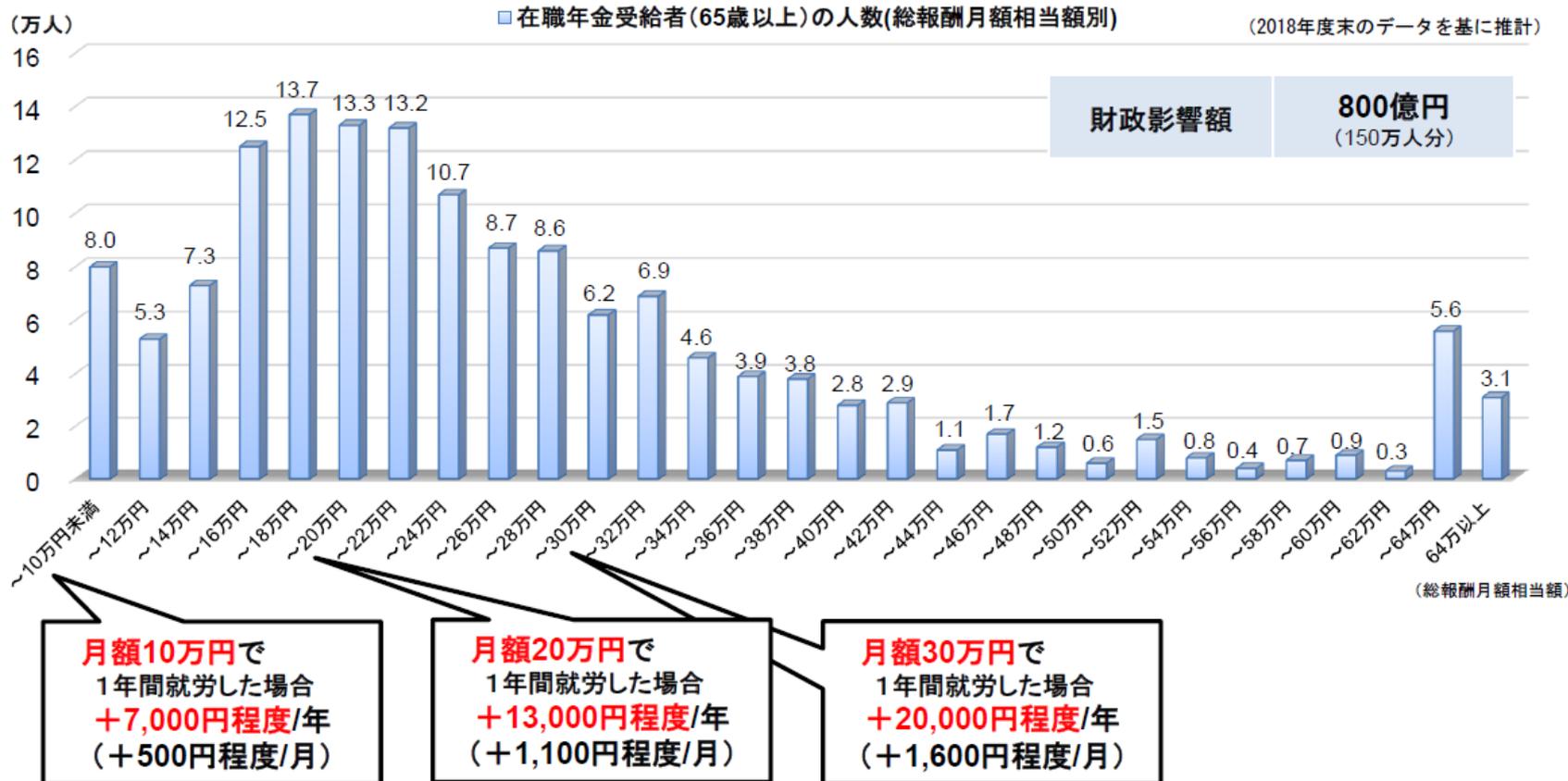


【見直し案】

・ 標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
⇒ +13,000円程度/年（+1,100円程度/月）



■報酬額別の在職年金受給者の分布から見る 在職定時改定の効果



注1 総報酬月額相当額は、標準報酬月額と1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算した額。

注2 厚生年金の加入期間が480月(40年)に満たない場合は、更に経過的加算が加算される(1年間就労した場合、+20,000円程度/年)。

【計算方法】

経過的加算額=イ(定額部分)-ロ(「厚年加入期間に係る」基礎年金部分)

イ:1,628円 × 改定率 × 厚生年金の被保険者期間の月数(480月上限)

ロ:780,900円 × 改定率 × 昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の厚生年金の被保険者期間の月数÷480月(昭和16年4月2日以後生まれの場合)

注3 図中の「在職年金受給者(65歳以上)の人数(総報酬月額相当額別)」は、第1号厚生年金被保険者期間を持つ在職年金受給者を基に作成。データの制約上、第2~4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。

注4 財政影響は、現行制度を前提に、在職老齢年金制度などの支給停止の状況を踏まえて推計したもの。

■ 在職定時改定による65歳以降の就労効果

① 月額10万円で1年間終了した場合

$$10\text{万円} \times 5.481 / 1000 \times 12\text{月} = 6,577\text{円} / \text{年}$$

⇒ 月500円程度増える

② 月額20万円で1年間終了した場合

$$20\text{万円} \times 5.481 / 1000 \times 12\text{月} = 13,154\text{円} / \text{年}$$

⇒ 月1,100円程度増える

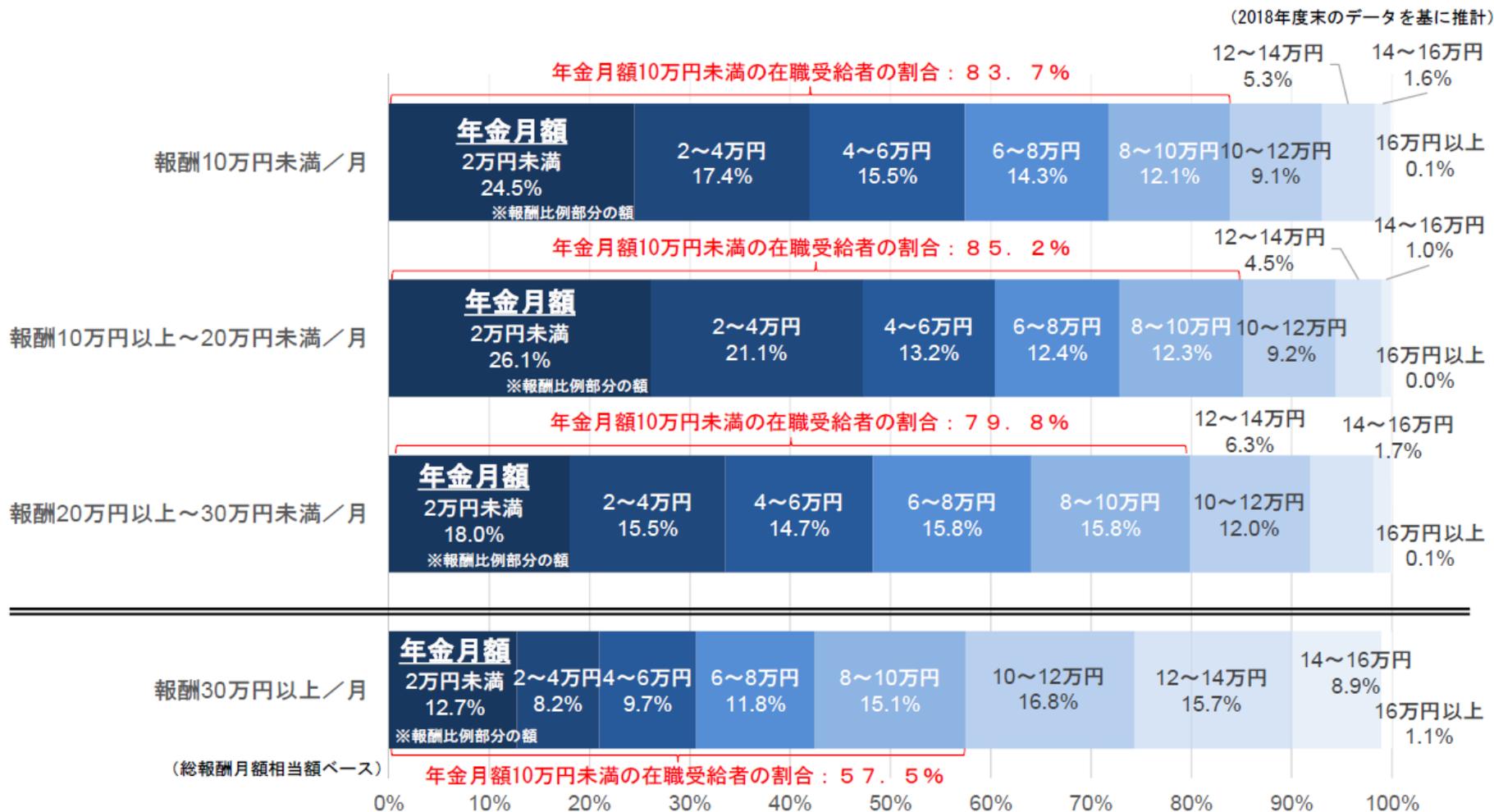
③ 月額30万円で1年間終了した場合

$$30\text{万円} \times 5.481 / 1000 \times 12\text{月} = 19,732\text{円} / \text{年}$$

⇒ 月1,600円程度増える



■報酬額及び年金月額別の在職年金受給者の割合 (65歳以上)



65歳以後たくさん給料をもらっている人は、たくさん年金をもらっている。

■繰上げ支給と繰下げ受給損益分岐点

受給方法	請求時年齢	受給率	増減率	損益分岐点	
繰上げ 受給	60歳0ヶ月	76%	1ヵ月繰り上げで 0.4%減額 (1年で4.8% 減額)	80歳10ヶ月	受給総額が 65歳受給者に 追いつかれる 年齢
	61歳0ヶ月	80.8%		81歳10ヶ月	
	62歳0ヶ月	85.6%		82歳10ヶ月	
	63歳0ヶ月	90.4%		83歳10ヶ月	
	64歳0ヶ月	95.2%		84歳10ヶ月	
本来請求	65歳	100%			
繰下げ 受給	66歳0ヶ月	108.4%	1ヵ月繰り下げで 0.7%増額 (1年で8.4% 増額)	77歳11ヶ月	受給総額が 65歳受給者を 超える年齢
	67歳0ヶ月	116.8%		78歳11ヶ月	
	68歳0ヶ月	125.2%		79歳11ヶ月	
	69歳0ヶ月	133.6%		80歳11ヶ月	
	70歳0ヶ月	142.0%		81歳11ヶ月	
	71歳0ヶ月	150.4%		82歳11ヶ月	
	72歳0ヶ月	158.8%		83歳11ヶ月	
	73歳0ヶ月	167.2%		84歳11ヶ月	
	74歳0ヶ月	175.4%		85歳11ヶ月	
	75歳0ヶ月	184.0%		86歳11ヶ月	

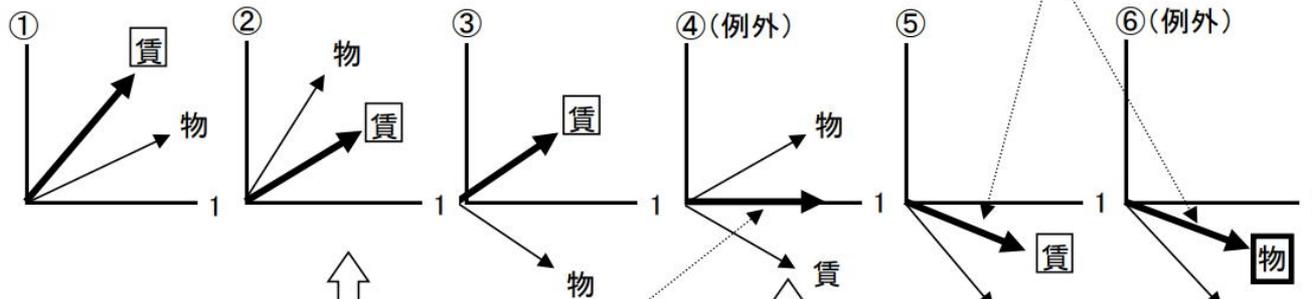
■ 繰上げ・繰下げシミュレーション

	受給開始年齢															
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
60歳	76															
61歳	152	80.8														
62歳	228	161.6	85.6													
63歳	304	242.4	171.2	90.4												
64歳	380	323.2	256.8	180.8	95.2											
65歳	456	404	342.4	271.2	190.4	100										
66歳	532	484.8	428	361.6	285.6	200	108.4									
67歳	608	565.6	513.6	452	380.8	300	216.8	116.8								
68歳	684	646.4	599.2	542.4	476	400	325.2	233.6	125.2							
69歳	760	727.2	684.8	632.8	571.2	500	433.6	350.4	250.4	133.6						
70歳	836	808	770.4	723.2	666.4	600	542	467.2	375.6	267.2	142					
71歳	912	888.8	856	813.6	761.6	700	650.4	584	500.8	400.8	284	150.4				
72歳	988	969.6	941.6	904	856.8	800	758.8	700.8	626	534.4	426	300.8	158.8			
73歳	1064	1050.4	1027.2	994.4	952	900	867.2	817.6	751.2	668	568	451.2	317.6	167.2		
74歳	1140	1131.2	1112.8	1084.8	1047.2	1000	975.6	934.4	876.4	801.6	710	601.6	476.4	334.4	175.6	
75歳	1216	1212	1198.4	1175.2	1142.4	1100	1084	1051.2	1001.6	935.2	852	752	635.2	501.6	351.2	184
76歳	1292	1292.8	1284	1265.6	1237.6	1200	1192.4	1168	1126.8	1068.8	994	902.4	794	668.8	526.8	368
77歳	1368	1373.6	1369.6	1356	1332.8	1300	1300.8	1284.8	1252	1202.4	1136	1052.8	952.8	836	702.4	552
78歳	1444	1454.4	1455.2	1446.4	1428	1400	1409.2	1401.6	1377.2	1336	1278	1203.2	1111.6	1003.2	878	736
79歳	1520	1535.2	1540.8	1536.8	1523.2	1500	1517.6	1518.4	1502.4	1469.6	1420	1353.6	1270.4	1170.4	1053.6	920
80歳	1596	1616	1626.4	1627.2	1618.4	1600	1626	1635.2	1627.6	1603.2	1562	1504	1429.2	1337.6	1229.2	1104
81歳	1672	1696.8	1712	1717.6	1713.6	1700	1734.4	1752	1752.8	1736.8	1704	1654.4	1588	1504.8	1404.8	1288
82歳	1748	1777.6	1797.6	1808	1808.8	1800	1842.8	1868.8	1878	1870.4	1846	1804.8	1746.8	1672	1580.4	1472
83歳	1824	1858.4	1883.2	1898.4	1904	1900	1951.2	1985.6	2003.2	2004	1988	1955.2	1905.6	1839.2	1756	1656
84歳	1900	1939.2	1968.8	1988.8	1999.2	2000	2059.6	2102.4	2128.4	2137.6	2130	2105.6	2064.4	2006.4	1931.6	1840
85歳	1976	2020	2054.4	2079.2	2094.4	2100	2168	2219.2	2253.6	2271.2	2272	2256	2223.2	2173.6	2107.2	2024
86歳	2052	2100.8	2140	2169.6	2189.6	2200	2276.4	2336	2378.8	2404.8	2414	2406.4	2382	2340.8	2282.8	2208
87歳	2128	2181.6	2225.6	2260	2284.8	2300	2384.8	2452.8	2504	2538.4	2556	2556.8	2540.8	2508	2458.4	2392
88歳	2204	2262.4	2311.2	2350.4	2380	2400	2493.2	2569.6	2629.2	2672	2698	2707.2	2699.6	2675.2	2634	2576
89歳	2280	2343.2	2396.8	2440.8	2475.2	2500	2601.6	2686.4	2754.4	2805.6	2840	2857.6	2858.4	2842.4	2809.6	2760
90歳	2356	2424	2482.4	2531.2	2570.4	2600	2710	2803.2	2879.6	2939.2	2982	3008	3017.2	3009.6	2985.2	2944
91歳	2432	2504.8	2568	2621.6	2665.6	2700	2818.4	2920	3004.8	3072.8	3124	3158.4	3176	3176.8	3160.8	3128
92歳	2508	2585.6	2653.6	2712	2760.8	2800	2926.8	3036.8	3130	3206.4	3266	3308.8	3334.8	3344	3336.4	3312
93歳	2584	2666.4	2739.2	2802.4	2856	2900	3035.2	3153.6	3255.2	3340	3408	3459.2	3493.6	3511.2	3512	3496
94歳	2660	2747.2	2824.8	2892.8	2951.2	3000	3143.6	3270.4	3380.4	3473.6	3550	3609.6	3652.4	3678.4	3687.6	3680
95歳	2736	2828	2910.4	2983.2	3046.4	3100	3252	3387.2	3505.6	3607.2	3692	3760	3811.2	3845.6	3863.2	3864
96歳	2812	2908.8	2996	3073.6	3141.6	3200	3360.4	3504	3630.8	3740.8	3834	3910.4	3970	4012.8	4038.8	4048
97歳	2888	2989.6	3081.6	3164	3236.8	3300	3468.8	3620.8	3756	3874.4	3976	4060.8	4128.8	4180	4214.4	4232
98歳	2964	3070.4	3167.2	3254.4	3332	3400	3577.2	3737.6	3881.2	4008	4118	4211.2	4287.6	4347.2	4390	4416
99歳	3040	3151.2	3252.8	3344.8	3427.2	3500	3685.6	3854.4	4006.4	4141.6	4260	4361.6	4446.4	4514.4	4565.6	4600
100歳	3116	3232	3338.4	3435.2	3522.4	3600	3794	3971.2	4131.6	4275.2	4402	4512	4605.2	4681.6	4741.2	4784

■ 年金額改定ルール

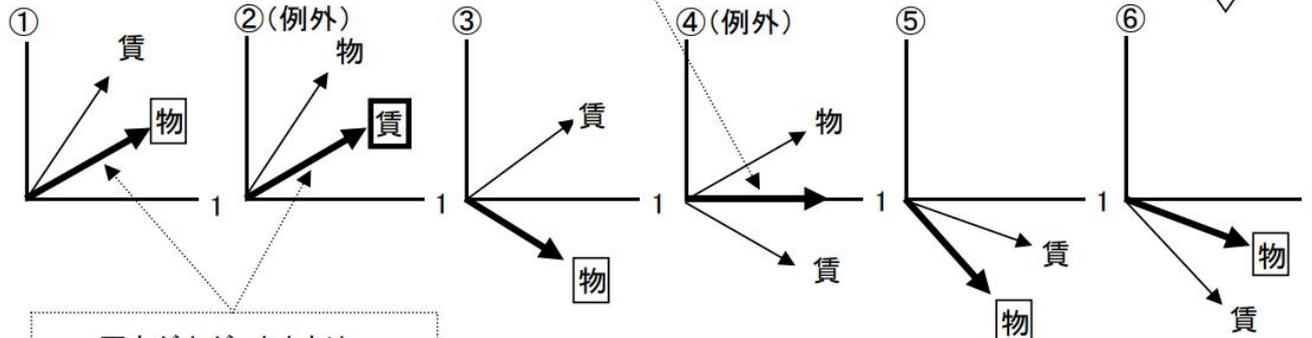
新規(67歳到達年度まで)
【原則】賃金スライド(名目手取り賃金変動率)

両方が下がったときは、
下がり幅の小さい方を基準とする



既(68歳到達年度以後)
【原則】物価スライド

前年の水準を保つ



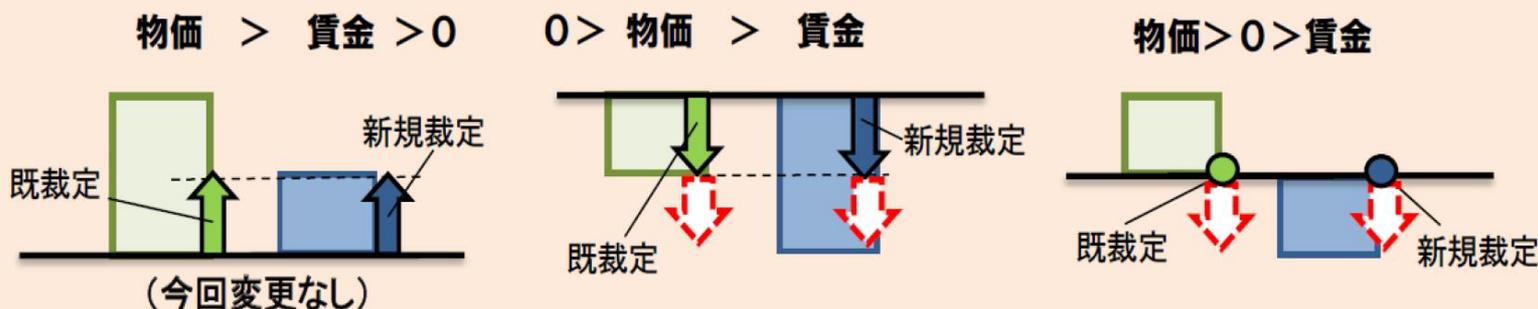
両方が上がったときは、
上がり幅の小さい方を基準とする

■年金額改定ルールの変更【令和3年4月施行】

賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。賃金変動率がマイナス（-）で、物価変動率を下回る場合に、新規・既裁定者ともに賃金変動率に合わせて年金額が改定されるようになる。

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



↓ を年金額改定に反映

■ 令和3年度年金額改定率

・令和2年度平均の全国消費者物価指数:0.0%

名目手取り賃金変動率:▲0.1%

⇒したがって

改定率 = 名目手取り賃金変動率 (▲0.1%) - スライド調整率 (0.0%) = 0.1%

・名目手取り賃金変動率

= 実質賃金変動率 (▲0.1%) × 物価変動率 (0.0%) × 可処分割合変化率 (0.0%)
(平成29～令和元年度の平均) (令和2年の値) (平成30年度の値)

= ▲0.1%

＜マクロ経済スライドによるスライド調整率＞

・公的年金被保険者の変動率 (0.2%) × 平均余命の伸び (▲0.3%) = ▲0.1%
(平成29～令和元年度の平均) (定率)

・翌年度以降に繰り越されるマクロ経済スライドの未調整分: ▲0.1%

・賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行われなくなっているため、令和3年度の年金額改定において、マクロ経済スライドによる調整は行われず、マクロ経済スライドの未調整分 (▲0.1%) は翌年度以降に繰り越される。

■ 老齡基礎年金と老齡基礎年金

- 老齡基礎年金の額

$$= 780,900\text{円} \times \text{被保険者期間月数} / 480\text{月}$$

- ・ $780,900\text{円} \div 780,900\text{円} \times 1.001 \times 0.999 = 780,899\text{円}$

- ・ 令和3年度改定率(1.000) = 令和2年度改定率(1.001) × 令和3年度改定率(0.999)
= 1.000

- 老齡厚生年金の額(本来水準)

$$= A + B$$

A = 平成15年3月以前の期間分

$$= \text{平均標準報酬月額} \times 9.5 \sim 7.125 / 1000 \times \text{被保険者期間月数}$$

B = 平成15年4月以後の期間分

$$= \text{平均標準報酬額} \times 7.308 \sim 5.481 / 1000 \times \text{被保険者期間月数}$$

■ 老齢厚生年金(従前額保障)と定額部分

- 老齢厚生年金の額(従前額保障)

$$= (A + B) \times 0.999 \text{ (昭和13年4月1日以前生まれの人は、1.001)}$$

A = 平成15年3月以前の期間分

$$= \text{平均標準報酬月額} \times 10 \sim 7.5 / 1000 \times \text{被保険者期間月数}$$

B = 平成15年4月以後の期間分

$$= \text{平均標準報酬額} \times 7.692 \sim 5.769 / 1000 \times \text{被保険者期間月数}$$

- ・ 令和3年度従前額改定率(0.999)

$$= \text{令和2年度従前額改定率}(1.000) \times \text{改定率}(0.999) = 0.999$$

- 定額部分の額

$$= 1628 \text{円} \times \text{乗率}(1.875 \sim 1.000) \times \text{被保険者月数} \times 1.000$$

$$= 1628 \text{円} \times \text{乗率}(1.875 \sim 1.000)$$

- ・ $1.000 = \text{令和2年度改定率}(1.001) \times \text{改定率}(0.999)$

■ 加給年金額と中高齢寡婦加算

受給権者の生年月日	加給年金額	特別加算額	合計
～s9.4.2	224,700円	0円	224,700円
s9.4.2～s15.4.1	//	33,200円	257,900円
s15.4.2～s16.4.1	//	66,300円	291,000円
s16.4.2～s17.4.1	//	99,500円	324,200円
s17.4.2～s18.4.1	//	132,600円	357,300円
s18.4.2～	//	165,800円	390,500円

中高齢寡婦加算	$585,700円 = 585,700円 \times 1.000 = 585,700円$
---------	---

● 報酬比例部分のモデル年金額

・ $438,860円 \times 5.481 / 1000 \times 480月 \times 0.939 = 1,084,158円$ (年額)

⇒ 90,346円 (月額)

・ $90,346円 + 65,075円 \times 2 = 220,496円$ (夫婦二人の年金額)

・ 令和3年度再評価率 (0.939)

＝ 令和2年度再評価率 (0.940) × 改定率 (0.999)

■ 障害基礎年金

	令和2年度	令和3年度
1級	977,125円＋子の加算	976,125円＋子の加算
2級	781,700円＋子の加算	780,900円＋子の加算

- ・障害厚生年金3級の最低保障額: 586,300円(令和2年度)
⇒585,700円(令和3年度)
- ・障害手当金の最低保障額: 1,172,600円(令和2年度)
⇒1,171,400円(令和3年度)
= 780,900円 × 1.000 × 3/4 × 2

■遺族基礎年金

・遺族が配偶者と子の場合

	令和2年度	令和3年度
基本額	781,700円	780,900円
配偶者＋子1人	1,006,600円	1,005,600円(780,900円＋224,700円)
配偶者＋子2人	1,231,500円	1,230,300円(780,900円＋449,400円)
配偶者＋子3人	1,306,500円	1,305,200円(780,900円＋524,300円)

・遺族が子のみの場合

	令和2年度	令和3年度
子1人	781,700円	780,900円
子2人	1,006,600円	1,005,600円(780,900円＋224,700円)
子3人	1,081,600円	1,080,500円(780,900円＋299,600円)

■ 報酬比例部分のモデル年金額と在職老齢年金

● 報酬比例部分のモデル年金額

・ $438,860\text{円} \times 5.481 / 1000 \times 480\text{月} \times 0.939 = 1,084,158\text{円}$ (年額)

⇒ $90,346\text{円}$ (月額)

・ $90,346\text{円} + 65,075\text{円} \times 2 = 220,496\text{円}$ (夫婦二人の年金額)

・ 令和3年度再評価率 (0.939)

＝ 令和2年度再評価率 (0.940) × 改定率 (0.999)

● 在職老齢年金

	令和2年度	令和3年度
60歳台前半の支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳台前半の支給停止調整変更額	47万円	47万円
60歳台後半と70歳以降の支給停止調整額	47万円	47万円

● 国民年金保険料

$16,540\text{円}$ (令和2年度) ⇒ $16,610\text{円}$ (令和3年度)